

陳 情 文 書 表

| | |
|---|--|
| 令 3 陳 情 第 5 号 | 令 和 3 年 5 月 1 3 日 受 理 |
| 件 名 | 神奈川県最低賃金額審議に関する陳情 |
| 陳 情 者 | 秦野市平沢 2 5 5 0 - 1 秦野商工会議所 会頭 佐野 友保 |
| 陳 情 の 要 旨 | |
| <p> 数次にわたる新型コロナウイルス感染拡大の波により、我が国の経済は依然として厳しい状況にあり、多くの企業が苦境の中でぎりぎりの経営を強いられております。 </p> <p> 国、県、市は、企業における事業の存続と雇用の維持のために様々な経済支援施策を講じてきましたが、経営基盤がぜい弱な中小企業・小規模事業者においては、コロナ禍の収束が見通せないことにより、これまで続けてきた懸命の努力も限界に達し、倒産や廃業が目を追うごとに増加することが懸念されます。 </p> <p> 秦野商工会議所が実施している中小企業景況調査では、昨年末、製造業など一部の業種で景況感に若干の改善が見られたものの、全体的には依然低水準で推移しています。今後も新型コロナウイルスの流行が続き経済活動に制限が加われば、景気の持ち直しは相当の期間を要することになります。 </p> <p> こうした状況下において政府は、「最低賃金は、より早期に全国平均が 1,000 円になることを目指す」というこれまでの基本的な方針の継続を改めて表明しました。全国平均額は、平成 28 年度から令和元年度まで 4 年連続で 3 パーセント台の大幅な引上げが行われてきました。昨年度はコロナ禍により 1 円の引上げとなったものの政府の方針を踏まえると、昨年度同様に危機的な経済情勢であるにもかかわらず、再び経営実態を超える大幅な引上げが行われるのではないかと不安の声も聞かれています。 </p> <p> 現在の神奈川県の最低賃金は 1,012 円で東京都の 1,013 円に次ぎ全国 2 番目の高い水準となっています。さらには、隣接する静岡県 885 円、山梨県 838 円との間には大きな開きがあることから、経済圏が重なる県境の地域では、これら隣接県との賃金格差により企業間競争で著しい不利益が生 </p> | |

じています。

一方、神奈川県内においては、本市を含む県西部や県北部と、東京都に接する横浜市、川崎市などの都市部を比較すると、生活様式や物価に格差があることが明白でありながら、最低賃金額は県内同一と定められております。このことは公務員の地域手当や最低賃金決定に当たって考慮すべき要素とされる生活保護の受給額が地域（級地）により異なることから合理性に欠けることは明らかであります。

こうした中、神奈川県最低賃金については、中央最低賃金審議会に令和3年度地域別最低賃金の目安について諮問され、神奈川地方最低賃金審議会において審議されることとなります。

つきましては、審議にあたり、次の事項について、地方自治法第99条に基づき、国や県に対し意見書を提出していただきたく陳情いたします。

陳情事項

- 1 コロナ禍の危機的な経済情勢に直面している中で、最低賃金の引上げについては、足下の景況感や地域経済の状況、中小企業・小規模事業者の経営実態を考慮し、現行水準を維持することを含めて協議すること。
- 2 神奈川県内同一賃金額である最低賃金制度は、公務員の地域手当や生活保護の級地制度と同様に、地域経済の実情を踏まえたきめ細やかな制度の導入を図り、不均衡の是正を図ること。